

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第11条に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化及び特定教育・保育及び特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保を図るため、法第14条第1項の規定に基づき市が行う質問、立ち入り及び検査等並びに各種指導等（以下「指導等」という。）について、必要な事項を定める。

（指導等の方針）

第2条 指導等は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第33条及び第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務、綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（府子本第566号・2文科初第205号・子発0512第2号令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局連名通知）等に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準（以下「運営基準等」という。）並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤又は不正の防止を図るために実施する。

（指導等の形態）

第3条 指導等の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等に対して、特定教育・保育等の提供、運営基準等、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、設置者等を一定の場所に集めて講習等により実施する指導
- (2) 実地指導 特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うことにより実施する

実地による指導

(指導等の対象の選定)

第4条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導等の形態に応じて、次の基準により対象を選定し、実施する。

(1) 集団指導

ア 新たに開所した特定教育・保育施設等については、開所からおおむね1年以内に選定する。

イ 特定教育・保育等の提供、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容により、市長が指導を行うことが適當と認めた特定教育・保育施設等を選定する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に原則として指導監査と併せて行い、定期的かつ計画的に選定する。

イ アに掲げるもののほか、市長が実地指導が必要と認める特定教育・保育施設等を選定する。

(集団指導の方法等)

第5条 市長は、集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導等の内容等を文書により設置者等に通知する。

(実地指導の方法等)

第6条 実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実地指導を行う理由、目的、日時、場所、市の担当者及び準備すべき書類等を文書により設置者等に通知する。

2 実地指導は、原則として指導監査と同時に行い、特定教育・保育施設等に対して、関係書類の閲覧、設置者等との面談等の方法により行う。

(実地指導の結果通知等)

第7条 市長は、実地指導の結果、改善を要する事項があるときは、軽微なものを除き特定教育・保育施設等実地指導の結果及び指摘事項（第1号様式）により、改善を要する事項が無いときは、特定教育保育施設等実地指導の結果通知（第2号様式）により通知する。

2 市長は、前項の規定により通知したときは、特定教育・保育施設等に対し、期限を定めて改善報告書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

（監査への変更）

第8条 市長は、実地指導の際に次に掲げる状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに別に定めるところにより監査を行うことができる。

（1）著しい運営基準等の違反が確認され、特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

（2）施設型給付費等の請求に不正又は著しく不当な行為が認められる場合

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導等に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長 印

特定教育・保育施設等実地指導結果及び指摘事項

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により実施した特定教育・保育施設等実地指導の結果、次のとおり改善を要する事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

1 実施年月日

2 対象施設等

3 指摘事項

指摘の区分	改善を要する事項	根拠法令

4 改善期限

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

印

特定教育・保育施設等実地指導結果通知

子ども・子育て支援法第14条第1項に基づき実施した特定教育・保育施設等実地指導の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 実施年月日

2 対象施設等

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地

法 人 名

代表者 職・氏名

特定教育・保育施設等実地指導に係る改善報告書

年 月 日付け第 号で通知のありました特定教育・保育施設等実地指導に係る指摘事項について、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 対象施設等

2 改善した内容

指摘事項	改善内容

別紙 2

特定教育・保育施設等確認指導改善報告書

対象施設等	
確認指導通知日	
確認指導の種別	

改善報告を要する事項	改善した内容